

|   |  |                             |
|---|--|-----------------------------|
| 令和7年2月5日(水) 10:00~11:30   |  | 場所:あきる野市役所本庁舎503会議室         |
| 出欠席   |  |                             |
| 出欠  | 氏名   | 所属等                         |
| 出   | ○長塚 弘司   | 全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 (東郊建設) |
| 出   | 中村 健泰  | 東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック (中村住地) |
| 出   | ◎榊原 秀明   | 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会          |
| 出   | 反町 茂   | 地域包括支援センター (東部高齢者はつらつセンター)  |
| 出   | 加藤 暁子  | あきる野市障がい者基幹相談支援センター         |
| 出   | 南沢 文江  | あきる野市民生児童委員協議会              |
| 出   | 細谷 英広  | 健康福祉部 生活福祉課長                |
| 出   | 井上 弘明  | 健康福祉部 障がい者支援課長              |
| 出   | 山田 直喜  | 健康福祉部 高齢者支援課長               |
| 出   | 荒井 伸良  | こども家庭部 こども政策課長              |
| ◎会長、 ○副会長 敬称略   |  |                             |
| 事務局 都市整備部住宅政策課 森田 速人、矢島 佑佳子、島村 浩太郎、菱山 瑠奈<br>健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央、田中 晶、小林 郁恵<br>NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ (業務委託先 以下「東京オレンジ」) |  |                             |
| 配布資料<br>・次第<br>・資料1 居住支援ガイドブック配布先及び部数について<br>・資料2 住まいサポートあきる野の利用状況について<br>・資料3 協力不動産店へのアンケート集計結果について                  |  |                             |
| 内 容   |  |                             |
| 事務局   | <p><b>1 開 会</b><br/>(委員出欠確認)<br/>(傍聴人数の確認) 1名</p> <p><b>2 挨拶</b><br/>(会長より挨拶)</p> <p><b>事務局連絡事項</b><br/>(会議資料の確認)</p> <p>ここからの進行につきましては、あきる野市居住支援協議会設置要綱第9条第2項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。</p> |                             |
| 会 長   | <p>わかりました。</p> <p>それでは次第3 報告事項(1) 居住支援ガイドブックの完成と配布先について、事務局から説明をお願いします。</p>  |                             |
| 事務局   | <p><b>3 報 告 事 項</b></p> <p>資料1をご覧ください。あきる野市居住支援ガイドブック作成につきましては、委員の皆様にはご協力頂きありがとうございました。配布先につきましては、市役所の関係窓口、協議会</p>   |                             |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>関係各所の窓口でお配り頂くよう準備を進めています。前回の協議会で意見がありました両不動産協会の事務局や協力不動産店へも配布予定です。配布時期は今月中を予定しておりますが、改めてメール等でお知らせ致しますので、ご協力をお願いします。</p>  |
| 会 長    | <p>報告事項（1）事務局から説明が終わりました。何かご意見等ありますか。</p>   |
| 委 員    | <p>市役所関係の配布先について、1階の総合案内への配布はありますか。</p>   |
| 会 長    | <p>事務局お願いします。</p>   |
| 事 務 局  | <p>予定配布先に1階総合案内はありませんでしたので、追加したいと思います。</p>  |
| 会 長    | <p>その他にご意見等ありますか。一つ確認させてください。ガイドブック1000部発行していますが、不足した場合は増刷される予定ですか。</p>   |
| 事 務 局  | <p>不足した場合は、増刷を予定しています。</p>  |
| 会 長    | <p>わかりました。その他にご意見等ありますか。</p>  |
| 副 会 長  | <p>ガイドブックはホームページや広報あきる野等に案内は載せる予定ですか。</p>   |
| 事 務 局  | <p>ホームページには掲載する予定です。</p>  |
| 会 長    | <p>その他にご意見等ありますか。</p> <p>それでは、報告事項（1）は終了します。次に、報告事項（2）住まいサポートあきる野の利用状況について、事務局の方から説明をお願いします。</p>  |
| 事 務 局  | <p>資料2をご覧ください。こちらは住まいサポートあきる野の10月分から12月分の利用状況報告書になります。なお、前回協議会で委員から要望がありました相談後のつなぎ先につきまして内容が分かるように記入欄を追加しています。内容の説明は、東京オレンジさんから説明します。</p>   |
| 東京オレンジ | <p>資料2の10月分をご覧ください。相談日数5日、相談枠20件、相談予約数9件、相談実施件数8件となっており、相談者属性の重複については資料の通りとなっております。相談後の状況ですが、保留（課題整理後に再スタート）が7件、相談継続中が1件となっております。次に、相談後のつなぎ先ですが、地域包括支援センターが1件、生活・就労相談窓口が2件、福祉総務課が1件、生活支援サービスの説明を行ったが希望が無かったのが4件でした。また、内見同行支援を3件行っております。</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>裏面をご覧ください。こちらは保留（課題整理後に再スタート）の方の内訳になります。相談者自身が家族と相談が1件、相談者自身が転宅資金を捻出してから再度相談予定が2件、障がい者基幹相談支援センターへつないだのが1件、地域包括支援センターへつないだのが1件、相談者のタイミングで再度相談予定が1件となっております。</p> <p>続いて11月です。相談日数4日、相談枠16件、相談予約数6件、相談実施件数6件となっており、相談者属性の重複については資料の通りとなっております。相談後の状況ですが、保留（課題整理後に再スタート）が5件、相談継続中が1件となっております。次に、相談後のつなぎ先ですが、生活・就労相談窓口が1件です。また、内見同行支援を3件行っております。相談窓口関連業務としまして協議会への出席をしております。</p> <p>裏面をご覧ください。保留（課題整理後に再スタート）の内訳ですが、相談者自身が家族と相談が2件。うち1件が生活・就労相談窓口につないでいます。また、相談者自身が転宅資金を捻出してから再度相談予定が1件、時期を見て転宅予定が1件、自宅を売却のち転宅予定が1件となっております。</p> <p>続いて12月です。相談日数4日、相談枠16件、相談予約数8件、相談実施件数6件となっており、相談者属性の重複については資料の通りとなっております。相談後の状況ですが、保留（課題整理後に再スタート）が5件、相談継続中が1件となっております。次に、相談後のつなぎ先ですが、生活・就労相談窓口が2件です。相談窓口関連業務としましては、居住支援の説明会を2回に分けて行っており、協力不動産店開拓が3件行わせていただいております。</p> <p>裏面をご覧ください。保留（課題整理後に再スタート）の内訳ですが、家族と相談予定が2件、相談者自身が転宅資金を捻出してから再度相談予定が5件となっております。</p> <p>次に事例を紹介します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【事例紹介（相談者と連絡が取れなくなるケース、希望物件が見つからないケース）】</b></p> <p>紹介したケースについて、福祉総務課と住宅政策課の3者で協議し、連絡が取れなくなってから1ヶ月を目安に支援期間を終了すること、終了後改めて相談申し込みを頂ければ相談を再スタートできその内容を相談者に手紙等でお知らせし支援期間を終了することとしました。実績報告は以上です。</p> |
| 会 長 | 報告事項（2）の説明が終わりました。何かご意見等ありますか。  |
| 委 員 | （4）相談者の予約情報先につきまして、障がい者支援センター、生活・就労相談窓口という記載がありますが、こちらは障がい者基幹相談支援センターと障がい者就労支援センターのことを指しているのか確認させてください。（5）相談後のつなぎ先も同様です。  |
| 会 長 | 東京オレンヂさん説明をお願いします。  |

|        |   |
|--------|---|
| 東京オレンジ | 障がい者支援センターは、障がい者基幹相談支援センターです。また、生活・就労相談窓口につきましては、生活福祉課にある自立相談支援事業の相談窓口です。   |
| 会 長    | 名称につきましては、正式な標記にした方がいいですね。その他にご意見等ありますか。では、私から質問します。裏面の保留の内訳ですが、転宅資金を捻出してから再度相談予定の方が多く出てきています。この方々は今回捻出に動いているか、捻出できずに終わってしまっているか状況が分かれば教えてください。   |
| 東京オレンジ | 相談に来られる方には、転宅についての知識が無く、契約金や引っ越し費用を念頭に置いていない方が非常に多い印象です。転宅資金を貯めきれていない方は生活・就労相談窓口等に相談され、家計相談支援事業を活用されながら進めている状況です。   |
| 会 長    | これらの相談案件としては、相談者のお金が足りていない状況であり、つなぎ先で改善・解決されるのを待っているという理解でよろしいですか。  |
| 東京オレンジ | 待っている状況ではありますが定期的に状況確認を行っており、つなぎ先と情報共有を行いながら進めています。   |
| 会 長    | <p>ありがとうございます。社会福祉協議会でも転宅に関して生活福祉資金等がありますので、そちらにつなぐ方法もあるかと思います。その他にご意見等ありますか。</p> <p>先ほど説明のありました支援期間についてですが、相談者から連絡が無ければ概ね1ヶ月を目処に一旦終了して、再度ご相談があれば応じますというお話でした。支援期間について何かご意見等ありますか。1ヶ月が妥当でしょうか。</p>                |
| 委員一同   | 【頷き等で賛同の意を示す】   |
| 会 長    | <p>皆さん頷いているので、一ヶ月を目処に支援期間を一旦終了するという事です。その他にご意見等ありますか。</p> <p>では、報告事項（1）（2）が終了しました。続いて、次第4協議事項に移ります。協議事項（1）協力不動産店へのアンケート集計結果について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局  | <p><b>4 協 議 事 項</b></p> <p>資料3をご覧ください。前回協議会でもお話ししましたが、12月に協力不動産店15店舗を対象に実態を把握するためにアンケートを実施しました。結果11店舗の協力不動産店から回答を頂き、その内容を集計したものです。また、委員の皆様や協力店の方々にはお忙しいところご協力ありがとうございました。</p> <p>集計結果につきましては、東京オレンジさんから説明します。</p> |

|        |   |
|--------|---|
| 東京オレンジ | <p>アンケートの調査期間は令和6年12月4日から令和7年1月10日です。アンケート送付件数15件、回答数11件、未回答4件です。一般的にアンケート調査の回答率は30%前後ですが、今回の回答率は73%となり、登録不動産店の実情や今後の支援に関する要望等が把握できる結果となりました。</p> <p>問1についてです。登録不動産店は、賃貸住宅の管理・仲介を中心に事業を行い、土地活用や売買等幅広く事業展開しており、物件照会のみならず、不動産に纏わる相談にも幅広く対応できる不動産店が登録されていることが分かりました。</p> <p>問2についてです。連帯保証人については、家賃債務保証会社の利用が圧倒的に多く、一部では、連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用を求めている不動産店もあり、必ずしも連帯保証人を立てる必要がないことが分かりました。また、問2-2では連帯保証人を求める場合の人数は最低1人立てることが求められるという回答を得ています。</p> <p>問3についてです。緊急連絡先は必ず求められており、特に、家賃債務保証サービスを利用される際には、緊急連絡先の確保が求められていることが分かりました。</p> <p>問4についてです。緊急連絡先の条件については、親族という回答が一番多く、次に家賃債務保証会社の定めている条件を満たすことが必要という回答が多くありました。</p> <p>問5についてです。家賃債務保証会社が定めている緊急連絡先の条件は、親族、知人、友人が一番多く求められていることが分かりました。</p> <p>問6及び問6-2についてです。住宅確保要配慮者によるトラブルにつきましては約60%が経験しており、全体的に高齢者単身世帯が一番多く、生活保護受給世帯も多いことが分かりました。次いで世帯主が69歳以下の単身世帯、子育て世帯、ひとり親世帯、所得の低い世帯、外国人世帯が何等かのトラブルになった経緯を持つ不動産店が多く、その他の記述として、賃貸契約の内容の理解、賃貸人と賃借人との間の認識のずれ、退去後の原状回復の内容の係争等が挙げられました。</p> <p>問6-3のトラブルの内容については、滞納家賃の回収、連帯保証人や緊急連絡先との連絡、相談先が不明、保証や保険の手続き等に苦慮されたとの回答がありました。その他の記述としては、トラブルがあった際の法律に苦慮された、被害妄想による近隣トラブル、生活保護費を受給者が使い込み家賃の支払いをしないため、市から直接家主に家賃を振り込む手続きをした等が挙げられました。</p> <p>問7及び問7-2についてです。住宅確保要配慮者による近隣住民とのトラブルについては、70%が経験しており全体的に高齢者世帯が多く、次いで外国人世帯、生活保護受給世帯が多いことが分かりました。</p> <p>問8及び問8-2についてです。住宅確保要配慮者による孤独死や自殺などの経験の有無については60%が経験があり、高齢者が一番多く、次いで生活保護受給世帯が多いことが分かりました。また、問8-3での孤独死や自殺で苦慮したことについては、損害（現状回復）などの費用負担が一番多く、次いで保証や保険の手続き、連帯保証人や緊急連絡先との連絡、行政や警察などへの手続きに苦慮されており、その他の記述としては、当事者間の権利調整に向けた知識及び技術提供が挙げられました。</p> <p>問9についてです。不動産店が所有又は仲介・管理する賃貸住宅において入居が難しい思う</p> |
|--------|---|

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>世帯の質問では、外国人世帯が一番多く、次いで高齢者世帯、生活保護受給世帯となっております。属性に関わらず入居で不安な点については、衛生面や火災等が一番多く、次いで家賃の支払い、保証会社の審査となっております。</p> <p>問10については、住宅確保要配慮者への支援・サポート等として必要な取り組みについての質問では、入居者への定期的な見守りや生活支援が一番多く、次いで保証人や緊急連絡先の確保に関わる支援、トラブルの未然防止、家賃債務保証サービスの情報提供、共同住宅のルール啓発が多く、その他の記述としては、老後前の資産形成の必要性及びその理解を提供する窓口、無料相談窓口の実施を求める意見がありました。</p> <p>問11については、入居者受入れに対する不安解消のため、民間賃貸住宅の大家さんや不動産業者への支援・サポート等として必要な取り組みについての質問では、入居者とのトラブルに関する大家さん・不動産会社の相談窓口が一番多く、次いで入居者に対する支援制度などに関する情報提供、死亡時の残存物処理の手続きに関するサポート、住宅改修費や家賃債務保証料低廉化などへの国・地方自治体からの補助が多く、その他の記述としては、独居の高齢者等の見守りサービス、認知症を患った際に頼れる親族等がない場合の対応等が挙げられました。</p> <p>問12については、入居支援策や居住支援の取り組み等についてご意見やご要望についての記述については、高齢者への支援や情報提供、入院先の確保等による孤独死を防ぐ体制作り、生活困窮を未然に防ぐ活動等が挙げられました。</p> <p>総評としまして、アンケートを行った結果、住宅確保要配慮者への必要性について一定の理解をいただいておりますが、要配慮者の属性の中で、高齢者や生活保護受給者、外国人などの入居に関する不安が多く挙げられました。大家さんや不動産店が懸念することは、入居中の家賃滞納やトラブル、認知症等の恐れ、死亡時の手配や手続き、孤独死などのリスクを感じていることが分かりました。また、トラブルを未然に防ぐための支援や情報提供の必要性、大家さんや不動産店が困った時の相談先の情報提供の不足もあるように感じられました。</p> <p>一般財団法人日本開発構想研究所の「65歳以上が賃貸住宅を借りにくい問題に関する実態調査」の住宅確保要配慮者に対する賃貸人の拒否感の現状調査では、高齢者が約7割、障がい者が7割、子育て世帯が2割、外国人が6割が拒否感を持っており、今回のアンケート結果を見ても不安な点に共通する部分があると見受けられます。</p> <p>入居中の生活面、トラブルの対処、死亡時の契約解除や残置物、家賃滞納や原状回復費用等、不動産店が抱える不安や課題にどう向き合うか、どこまで支援を行うか、この事業を進めるにあたり、不動産店、公的関係機関、支援団体及び居住支援員の相互理解、情報共有や連携が求められていると感じます。説明は以上です。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>説明ありがとうございます。皆さんに関わってくる話が多くありましたが、何かご意見等ありますか。</p>   |
| <p>委 員</p> | <p>次第3 報告事項(2)に戻りますが、利用状況の中で支援期間終了の説明をいただきました。相談者の最後の連絡から何もなかった際に、こちらからアプローチはせずに終了ということで</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>会 長</p>    | <p>すか。確認させてください。</p>  |
| <p>東京オレンジ</p> | <p>説明をお願いします。</p>   |
| <p>東京オレンジ</p> | <p>連絡が取れなくなってから、手紙やメールでアプローチをします。それでも反応がない場合に、相談者の状況に応じて関係機関と情報共有を行い、自宅に訪問することも検討しております。実際に生活・就労相談窓口の事業で自宅訪問をしたケースがあります。基本的には、連絡が取れないため支援終了としますが、相談や支援が必要な場合は再度居住相談窓口に申込みいただきたい旨を記載した手紙を送付し、支援終了とします。</p>   |
| <p>委 員</p>    | <p>ありがとうございます。孤独死に繋がっている部分でもあるので、是非、最後に状況確認のためにもお声を聞きに行き行って終了にして頂ければと思います。</p>  |
| <p>東京オレンジ</p> | <p>そのようにしたい思いではありますが、支援は強制できるものではなく、相談者の方が、何かしらの理由で連絡を取りたくない、面倒くさいから後回しになった等のケースも他自治体でも見受けられます。難しいところではありますが、最後にお声を聞いて終了できるように努めていきたいと思っています。</p>   |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。このアンケートは協力不動産店の生の声だと思います。それに対して何かご意見等ありますか。</p>   |
| <p>委 員</p>    | <p>会長がおっしゃったように協力不動産店の生の声だと思います。住宅に困りなんとか家を見つけなければならない高齢者の単身世帯が多いと思いますが、実際に受け入れ側の不動産店が孤独死や持病の問題、つなぎ先や相談先が無い、このような思いをしながら受け入れてくれていて、高齢者や障がい者に限らず住まいは生活の拠点となるところなので、一つ一つ課題が見えてきたものを、協議会であつたり関係各所で検討して、しっかりとフォローしていかないといけないと感じました。どのようにしたら不動産店が安心して受け入れができ、住宅に困っている市民の方も安心して暮らせるあきる野市にできるかを考えながら聞いていました。</p>     |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。受け入れ側の立場から何かご意見等はありますか。</p>   |
| <p>委 員</p>    | <p>居住支援というより入居後の話になりますが、病気をお持ちで最近病状が悪化したのか苦情の連絡が多くなり、最終的には病状がますます悪化されたように見受けられ、普段は後見人の方と連絡を取っているのですが、今回は連絡が取れず、生活保護を受けているので市役所に連絡をしようとしたのですが、勤務時間外のため連絡が取れない状況でありました。入居されたばかりの方だと情報が新しいので連絡が取れますが、長く入居されている方だと連絡先が更新されていない等の理由で、連絡を取れる方がいないケースがあります。不動産店は、個人情報の問題もあり調べることにも限界があるのでとても苦労すると思います。今回は病気の方を例に</p> |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>挙げましたが、高齢者や障がいをお持ちの方に関しても緊急連絡先について何か解決策があれば、不動産店も物件の紹介をしやすくなると思います。</p> <p>また、他市の事例ですが生活保護受給者が生活保護費を受給日に取りに来なかったので、市の職員が状況確認に行ったところ亡くなられていたということがありました。関わりがないと発見が遅れその結果、原状回復や残置物処理に費用がかかります。後見人等に連絡がつかない場合は、弁護士に頼ることしかなくさらに費用が嵩むことになります。このようなケースについてどこか相談できる連絡先があると良いと思います。</p>   |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございます。生の声、切実な声だったと思います。生活保護、障がいという言葉がいくつか出てきていますが、生活保護に関して何かありますか。</p>   |
| <p>委 員</p> | <p>先ほどお話しがありました生活保護受給者が亡くなられた場合につきましては、生活保護費が支給出来なくなりますので原状回復や残存物処理に係る費用は、法律で決まっております。</p> <p>入居後の話になりますが、孤独死もしくは孤独死に近い状態で発見されるケースでよくあるのが、配達された弁当を2、3日分置きっぱなしになっているという連絡が入り、ケースワーカーが状況確認をしますが、鍵が閉まっていると警察等に介入して頂くケースもあります。その際には、不動産会社の方に鍵を開けに来ていただき、非常に感謝しております。中には、弁当を取り忘れていただけで問題のない方もいらっしゃいます。</p> <p>先ほどお話しがありました、勤務時間外の対応ですが、対応できない部分もありますが、年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇の際には、当番制でケースワーカーが対応できる体制は整えております。また、ケースワーカーにつきましても、どこまで介入していいのかという問題があり、警察等を頼らざるを得ないところではあります。アンケートの回答内容が重複している部分について、本来の問題点等を見極めていかないといけないと考えています。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございます。その他にご意見等ありますか。</p>   |
| <p>委 員</p> | <p>障がいをお持ちの方で悩ましいのは、状況を把握している方でも入院に関しては本人の承諾が必要で拒否されると介入が難しいということです。命の危険がある場合は、警察に介入して頂くざるを得なくなるケースは多いです。障がいのなかでも精神疾患の方についてお話しすると、アンケートの意見に記載がありますが、「ご自身の障がいを隠して物件を契約することができてしまう方も中にはいらっしゃる」のケースのとおり、本人が不動産屋さんにご自身の障がいを開示されていないと、何も支援することができなくなってしまうところが悩ましいところです。また、賃貸に住んでいる方がそこでの生活が難しくなった際に、つなぎ先が無くグループホーム等の社会支援が不足しているというところで、マンパワーの限界なのか社会支援の問題なのか、さまざまな問題がはらんでいると感じています。</p>   |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございます。その他にご意見等ありますか。</p>   |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>委 員</p>    | <p>生活保護を受給している方で、不動産屋さんに行く際に私が付き添い入居しましたが、不動産屋さんも大変な中、引き受けてくださったんだということがよくわかりました。</p> <p>もう一人の方は障がいを持たれていて生活保護受給者ですが、ケースワーカーと連携を取りながら見守りを続けています。いろんな方がいる中で家を貸して下さっている大家さんや不動産屋さんは本当に大変だと感じています。</p> |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。地域で身近に感じてらっしゃるということですね。その他にご意見等ありますか。</p>   |
| <p>委 員</p>    | <p>間10の入居後のサポートが課題になってくると思います。居住支援やガイドブックの作成を行っていますが、入居後の生活支援を支援団体や不動産会社等と協議しながら取り組むと思いますが、そのことについてどのようにしていくか確認させて頂きたいと思います。</p>  |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。協力不動産店に対するサポート、入居後のサポートをどのようにしていくかという質問です。お考えがあればお願いします。</p>  |
| <p>事 務 局</p>  | <p>ガイドブック7ページにあります高齢者に対する支援制度の中に見守り事業がありますので、そちらを活用していきたいと思っています。また、住宅セーフティネット法の改正が行われる予定です。福祉関連の話がメインになるかとは思いますが、居住支援とどこまで連動していけるか、法改正を見ながら検討させて頂きたいと思います。</p>                                     |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。居住支援法人の方では、つないだ後のサポートはされる予定ですか。</p>   |
| <p>東京オレンジ</p> | <p>居住相談窓口の業務委託内容では今のところはありません。見守り事業の話になりますと、やはり法改正を見てからの判断になると思います。</p>   |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。委員の皆さんからも意見が出ていますとおり、つないだ後のアフターフォローを一緒に考えていかなければならないと思います。</p> <p>私から一つ質問させてください。間8-3のその他【具体的に】という欄に「当事者間の権利調整に向けた知識及び技術提供」とありまして、これは、どういう解釈をすればよろしいですか。</p>                          |
| <p>東京オレンジ</p> | <p>回答いただいた内容をそのまま載せているので、はっきりとは分からないので憶測ではありますが、賃貸人と賃借人の契約に基づく権利関係に関する知識等、また、入居後の取り組みに向けた情報提供が必要という回答ではないかと思います。</p>  |
| <p>会 長</p>    | <p>ありがとうございます。もう一つ委員に質問ですが、賃貸は2年更新ですか。その際に、緊急連絡先や保証人の見直しもされますか。</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>委 員</p>   | <p>基本的には、2年の契約更新の際に、緊急連絡先の記入がありますが、「変更はない」と言われてしまえば、不動産店も緊急連絡先に記入されている方に確認はしないです。</p> <p>話が変わってしまいますが、お話の中で警察に介入していただくケースいくつかありましたが、確かに緊急連絡先が無かった時、連絡が取れない時、警察の立会で鍵を開けるケースはよくありますが、警察が介入してくれるのはそこまでなんです。事例を挙げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【事例紹介（入居者の行き先がわからなくなったケース）】</b></p> <p>紹介したケースから、緊急連絡先は本当に大事だと思います。連帯保証人や緊急連絡先に書ける人がいないとなった時に、退去していただけないので難しいところです。</p> |
| <p>会 長</p>   | <p>ありがとうございます。我々も緊急連絡先や知人関係を伺いますが、それを定期的に更新しているかとなると耳が痛いところではありますね。その他にご意見等ありますか。</p>  |
| <p>委 員</p>   | <p>高齢者や見守りの話がよく出てきておりますが、高齢者でお住まいの方の近隣から、最近見かけないので心配だと相談を頂くことがあります。個人情報等の問題もありますので、お答えできる範囲で安心して頂けるような回答をしております。</p> <p>居住支援ガイドブック7ページに見守り事業の記載があり、お体の状態に応じて利用できるか否かというのがありますが緊急通報システムがあります。またSIM内蔵電球ハローライトでは、16時間電気のスイッチの入切が確認できなかった場合に民間受信センターに通知がいきます。先ほど孤独死のお話がありましたが、見守り事業で早期発見できる状況は作れると思います。これらの導入によって不動産業者さんも安心できるようであれば、入居者等に紹介いただければと思います。</p>                       |
| <p>会 長</p>   | <p>ありがとうございます。協力不動産店にもこのような制度が使えるという情報提供をして頂ければと思います。その他にご意見等ありますか。</p> <p>それでは、次第4協議事項を終了し、次第5その他の連絡事項に入ります。事務局から何かありますか。</p>   |
| <p>事 務 局</p> | <p><b>5 その他連絡事項</b></p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>連絡事項が2点あります。1点目ですが、本日委員の皆様へ完成した居住支援ガイドブックを1部配布しました。ガイドブックは資料1の記載場所に配布予定になります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【ガイドブックの中身の確認】</b></p>  |
| <p>事 務 局</p> | <p>居住支援ガイドブックについて協力不動産店の方にもご覧頂き、支援制度についてのご案内や、困った際の連絡先としても活用頂ければと思います。また、孤独死等が発生してしまうこ</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>とはすぐには抑えられないかもしれませんが、関係者を増やすことは可能だと思います。支援制度を利用し、相談機関等と繋がることによって、関係者や親族を探す手がかりになりますし、行き先が掴めるきっかけ作りにもなると思いますので、ご活用ください。</p> <p>2点目に協議会の連絡になります。3月末を持ちまして協議会委員の皆様の任期が満了となります。2年間本協議会の委員を務めて頂きまして、ありがとうございました。来年度につきましても、引き続きご協力を賜りたく推薦依頼をさせて頂きたいと考えております。改めてご連絡致しますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、来年度の協議会では引き続き住まいサポートあきる野の利用状況等を報告予定です。また、住宅セーフティネット法の法改正の予定があります。</p> |
| <p>会長</p>  | <p>ありがとうございます。ガイドブックの活用についてのお話、一旦ここで任期満了というお話でした。その他の連絡事項はありますか。</p> <p>それでは、居住支援協議会の報告事項、協議事項が終了しましたので、事務局へ進行をお返します。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p><b>6 閉会</b><br/>(副会長より挨拶)</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回居住支援協議会は終了となります。皆様、本当にありがとうございました。</p>   |